

## 刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「年金アドバイザー 3級」(CBT方式を含む)の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『年金アドバイザー 3級問題解説集』(銀行業務検定協会編)に収録されておりますが、本書は試験問題を解くための必要知識について要点を解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

公的年金は老後の収入の柱となるものであるため、本格的な少子高齢社会を迎えたわが国の国民の関心はますます高まり、シルバーステージにとって重要なものとなっています。

年金制度は近年数次にわたって大幅な改正が行われ、金融機関では顧客から年金に関する相談や照会を受ける機会が増えています。これらに適切かつ親身になって対応することが、個人取引、なかでも特にその重要性が指摘されているシルバー層との取引推進において大きなポイントとなることは確実です。

本書は、数次にわたる年金制度の改正点等にも触れてわかりやすく整理し、実務的・実用的に解説していますので、実務の手引書としても役立つ内容になっています。

本書を『年金アドバイザー 3級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「年金アドバイザー 3級」に合格され、日常の業務活動により一層邁進されることを祈念してやみません。

2023年6月

経済法令研究会

# 目次

CONTENTS



## 第1編 公的年金等の仕組み

- 1 日本の人口動向と人口構造の変化 ..... 2
- 2 公的年金制度の仕組みと現況 ..... 5
- 3 公的年金制度の沿革 ..... 9
- 4 医療保険制度等 ..... 14
- 5 国民年金の被保険者 ..... 21
- 6 国民年金の資格取得・喪失等 ..... 28
- 7 国民年金の保険料 ..... 34
- 8 厚生年金保険の被保険者 ..... 46
- 9 厚生年金保険の保険料 ..... 56
- 10 厚生年金保険の標準報酬 ..... 60
- 11 年金の受給権 ..... 63
- 12 年金の通則的事項 ..... 70

## 第2編 老齢給付

- 1 老齢基礎年金の仕組み ..... 76
  - 2 老齢基礎年金の年金額 ..... 88
  - 3 老齢基礎年金の振替加算 ..... 92
  - 4 老齢基礎年金の支給の繰上げ・繰下げ ..... 98
  - 5 受給資格期間(10年)の短縮 ..... 108
- 【演習問題Ⅰ】 老齢基礎年金 111
- 6 60歳台前半の老齢厚生年金 ..... 116

7	60歳台前半の老齢厚生年金の年金額	124
8	老齢厚生年金の加給年金額	134
9	60歳台後半の老齢厚生年金	140
【演習問題Ⅱ】 老齢厚生年金 144		
10	在職老齢年金	150
11	雇用保険による失業給付(基本手当)との調整	155
12	雇用保険による高年齢雇用継続給付との調整	159
【演習問題Ⅲ】 在職老齢年金と高年齢雇用継続給付 164		

## 第3編 障害給付

1	障害基礎年金の仕組み	170
2	障害基礎年金の事後重症・基準障害・併合認定	177
3	障害基礎年金の年金額	180
4	障害厚生年金の仕組み	185
5	障害厚生年金の事後重症・基準障害・併合認定	191
6	障害厚生年金の年金額	193
【演習問題Ⅳ】 障害給付 201		

## 第4編 遺族給付

1	遺族基礎年金の仕組み	206
2	遺族基礎年金の年金額	211
3	遺族厚生年金の仕組み	216
4	遺族厚生年金の年金額	224
5	併給調整	233
6	国民年金の寡婦年金	237
7	国民年金の死亡一時金	241

## 第5編 その他の年金

1	ねんきん定期便とねんきんネット	250
2	年金請求と諸手続き	254
3	社会保障協定	267
4	離婚時の年金分割	269
5	短期在留外国人の脱退一時金	273
6	国民年金基金	276
7	企業年金制度	279
8	厚生年金基金	283
9	確定拠出年金	287
10	年金と税金	296

【演習問題VI】 年金と税金 303

## 資料編

①	老齢基礎年金・老齢厚生年金(第1号厚生年金被保険者)早見表	308
②	令和5年度の厚生年金保険(第1号厚生年金被保険者)の 再評価率表	309
③	年齢早見表	310
④	一般の第1号厚生年金被保険者(厚生年金基金加入員以外)の 保険料額表	311
⑤	厚生年金保険(第1号厚生年金被保険者)の標準報酬月額 の推移	312
⑥	国民年金・厚生年金保険(第1号厚生年金被保険者)受給権者の 主要手続一覧	313

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

## 本書の利用のしかた

本書は、銀行業務検定試験「年金アドバイザー3級」受験(CBT方式を含む)のための受験参考書です。

本試験問題は五択択一式50問となっていますが、出題範囲および各問題数は「わが国の社会保険制度とその仕組み」「年金制度とその仕組み」「年金給付の種類と支給要件」「企業年金・個人年金の仕組みの要点」「年金請求手続と年金受給者の手続」「その他」の中から、〔基本知識〕が30問、〔技能・応用〕として事例付10事例20問です。

本書各編でとりあげる項目(テーマ)は、過去の試験問題で出題され、その頻度の高いものを精選していますので、必ず一度は目を通し理解するまで読まれることをおすすめします。

なお、本書には次の特長を設けています。

〈巻頭 出題項目一覧〉直近4回試験の出題テーマを一覧にしています。

〈本文 直近4回試験の出題頻度〉直近の出題傾向を5つ星で表しています。頻度が高いものほど★マークが多くなっています。

〈本文 学習のポイント(吹き出し)〉要点整理や理解を深めるためのポイントを記載しています。

〈本文 理解度チェック〉本文の内容の理解度ををはかるために設けています。問題を解きながら要点を押さえましょう。

〈側注 関連過去問題〉銀行業務検定試験で過去に実際に出題され、本文に関連する問題の出題年と問題番号を掲載しています。

〈側注 重要用語〉本文を理解するうえで押さえておきたい用語をピックアップして、一部には解説を加えているものもあります。

〈側注 補足〉本文の説明を補足する内容またはポイント等をまとめています。主に理解を深めるために役立つものを扱っています。

〈側注 参照〉その箇所が他の編にも関連している場合に、参照として付記しています。また、本文の参考となる文献や出典についても付記しています。

〈側注 注意〉とくに留意すべき点をまとめています。

〈巻末 重要用語索引〉重要用語(上記参照)を索引で引くことができます。

本書を読まれ内容につき理解されましたら、過去の試験問題にチャレンジしてみましょう。そのためには、別に刊行されている『年金アドバイザー3級問題解説集』

(銀行業務検定協会編) を利用されることをおすすめします。実際の問題を解いてみて、誤ったところは再度本書で確かめてください。その繰り返しの学習により理解は一層深まるでしょう。



### ▶ わが国の社会保険制度とその仕組み

- 1 一般関連知識（公的年金制度に関わる事項）
  - ①わが国の人口動向（平均寿命や65歳の平均余命，合計特殊出生率，高齢化率等），②高齢者世帯の状況（所得等），③公的年金の現況（社会保障給付費や公的年金の積立金等）等
- 2 社会保険制度の概要等
  - ①公的年金制度の概要および沿革，②医療保険制度・介護保険制度，③最近の年金法改正の内容 等

### ▶ 年金制度とその仕組み

- 1 国民年金
  - ①被保険者，②資格の取得・喪失と被保険者期間，③保険料（保険料免除制度と学生納付特例制度および追納制度等）等
- 2 厚生年金保険
  - ①適用事業所，②被保険者，③資格の取得・喪失，被保険者期間，④保険料（率），⑤標準報酬月額・標準賞与額，⑥総報酬制，⑦育児休業・産前産後休業期間中の保険料免除，⑧被用者年金制度の一元化 等

### ▶ 年金給付の種類と支給要件

- 1 年金の通則事項
  - ①国民年金・厚生年金保険の年金給付，②年金額の改定（マクロ経済スライド等），③公的年金の給付（支払期間や支払期月を含む），④年金の支給停止と受給権の消滅 等
- 2 老齢基礎年金・付加年金
  - ①受給資格期間と支給開始年齢，②保険料納付済期間・保険料免除期間，③合算対象期間，④年金額（計算），⑤繰上げ・繰下げ支給，⑥振替加算 等
- 3 老齢厚生年金
  - ①特別支給の老齢厚生年金，②年金額（計算・算式），③加給年金額，④支給開始年齢の引上げ，⑤在職老齢年金，⑥繰下げ支給，⑦老齢基礎年金の一部・全



部繰上げ，⑧経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金，⑨65歳からの老齢厚生年金・経過的加算の額 等

#### 4 障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金

①受給要件，②保険料納付要件，③年金額（計算・算式），④加給年金額と子の加算額 等

#### 5 遺族基礎年金・遺族厚生年金

①受給要件，②保険料納付要件，③遺族の範囲，④年金額（計算・算式）・子の加算額，⑤中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算 等

#### 6 年金給付の併給調整等

①年金（給付）の併給調整，②雇用保険の失業給付（基本手当，高年齢求職者給付金）・高年齢雇用継続給付および年金との併給調整，③退職後の医療保険制度（協会けんぽ，国民健康保険，任意継続被保険者等） 等

#### 7 その他の給付

①国民年金の寡婦年金・死亡一時金，②短期在留外国人に対する脱退一時金，③未支給年金，④年金生活者支援給付金 等

### ▶ 企業年金・個人年金の仕組みの要点

①国民年金基金，②厚生年金基金，③確定給付企業年金，④確定拠出年金，⑤個人年金保険 等

### ▶ 年金請求手続と年金受給者の手続

①年金請求手続と添付書類・提出時期・提出先，②年金受給権者 受取機関変更届，③65歳到達時の年金請求（諸変更裁定請求・ハガキ形式） 等

### ▶ その他

①年金の税制（社会保険料控除，雑所得の金額，税額計算等），②公的年金等の扶養親族等申告書，③退職一時金にかかる退職所得金額（計算），退職所得控除額（計算），④ねんきん定期便，⑤ねんきんネット，⑥最近の年金法等の改正等，⑦社会保障協定，⑧離婚時の厚生年金の分割制度 等

## ●過去4回の出題項目

	分野	出題項目	2023年3月 (第154回)	2022年10月 (第153回)	2022年3月 (第151回)	2021年10月 (第150回)	
公的年金制度とその仕組み	一般関連知識	わが国の最近の人口動向等	○	○	○	○	
		わが国の公的年金制度の現況		○	○		
		わが国の公的年金制度の沿革	○			○	
		医療保険制度等	○	○	○	○	
	国民年金	国民年金の被保険者	○	○	○	○	
		国民年金の第1号被保険者の保険料	○	○	○	○	
		国民年金の保険料免除制度	○	○	○	○	
	厚生年金保険	厚生年金保険の被保険者	○	○	○	○	
		厚生年金保険の標準報酬月額・標準賞与額	○	○	○	○	
厚生年金保険等の保険料（率）		○	○	○	○		
公的年金給付の種類と支給要件	保険給付の概要	公的年金の被保険者の資格の取得・喪失・被保険者期間	○	○	○	○	
		公的年金の年金額改定の対象	○	○			
	老齢給付	老齢基礎年金	○	○	○	○	
		老齢基礎年金の合算対象期間（等）			○	○	
		老齢基礎年金の振替加算	○	○	○	○	
		老齢厚生年金の加給年金額	○	○	○	○	
		特別支給の老齢厚生年金	○	○	○	○	
		65歳未満の在職老齢年金				○	
	65歳以上の在職老齢年金	○	○				
	障害給付	障害基礎年金	○	○	○	○	
		障害厚生年金	○	○	○	○	
	遺族給付	遺族基礎年金	○	○	○	○	
		遺族厚生年金	○	○	○	○	
		遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	○	○	○	○	
		寡婦年金と死亡一時金	○	○	○	○	
	併給調整	年金給付の併給調整	○				
		公的年金と他の制度との支給調整		○	○	○	
		雇用保険からの給付・給付金と老齢厚生年金との併給調整等	○	○			
	その他の年金	企業年金	個人型確定拠出年金	○	○	○	○
			確定給付企業年金	○	○	○	○
		年金の税制	年金の税制	○	○	○	○
年金生活者支援給付金			○	○	○	○	
その他		ねんきん定期便・ねんきんネット（等）	○	○	○	○	
		社会保障協定と脱退一時金	○	○	○	○	
		最近の年金法改正				○	
		年金制度改正			○		

	分野	出題項目	2023年3月 (第154回)	2022年10月 (第153回)	2022年3月 (第151回)	2021年10月 (第150回)
年金受給のための 手続・アドバイス等	老齢給付	老齢給付	○	○	○	○
		老齢基礎年金の受給資格期間	○	○	○	○
		老齢基礎年金の年金額	○	○	○	○
		繰上げ支給の老齢基礎年金の年金額計算			○	○
		国民年金保険料の追納および老齢給付等	○		○	○
		経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金	○	○	○	○
		繰上げ支給の老齢基礎年金の年金額計算	○			
		経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金の年金額計算		○		
		老齢給付の繰下げ		○		
		特別支給の老齢厚生年金の年金額	○			
		老齢厚生年金の年金額の計算		○	○	○
		老齢厚生年金に加算される経過的加算	○	○	○	○
		在職老齢年金	○	○		
		65歳以後の在職老齢年金			○	○
	併給調整	高年齢雇用継続給付および在職老齢年金との併給調整	○	○		
	障害給付	障害給付	○	○	○	○
		障害基礎年金の年金額	○	○	○	○
	遺族給付	国民年金の遺族給付	○	○	○	○
		遺族厚生年金	○	○	○	○
	医療保険	健康保険の任意継続被保険者	○	○	○	○
	その他	高年齢求職者給付金			○	○
	年金等と税金	公的年金等にかかる雑所得の金額			○	○
		年金から源泉徴収される所得税	○	○		
課税対象となる退職所得金額		○	○	○	○	
変更等諸届出書作成 上のアドバイス	年金請求手続	○	○	○	○	
	65歳到達時の年金請求書	○	○	○	○	
	年金受給権者 受取機関変更届	○	○	○	○	

## 〈参考〉

# 年金法等法令改正の動向について

本書は、令和5年4月1日時点での年金制度の内容にもとづいて解説していますので、今後の法令改正等にご留意ください。

令和5年度の年金額は、新規裁定者はプラス2.2%、既裁定者はプラス1.9%の改定となりました。

### 改定による年金額

(単位：円)

	令和4年度	令和5年度(新規裁定者) 67歳以下	令和5年度(既裁定者) 68歳以上
老齢基礎年金	777,800	795,000	792,600
配偶者加給年金額 (昭和18年4月2日生まれ～)	388,900	397,500	397,500
加給年金額(第1子, 第2子)	223,800	228,700	228,700
加給年金額(第3子以降)	74,600	76,200	76,200
障害基礎年金2級	777,800	795,000	792,600
障害基礎年金1級	972,250	993,750	990,750
遺族基礎年金(子1人)	1,001,600	1,023,700	1,021,300
中高齢寡婦加算	583,400	596,300	596,300

※ (参考) 老齢基礎年金額(令和5年度, 新規裁定者) = 780,900円<sup>(注1)</sup> × 1.018<sup>(注2)</sup>  
≒ 795,000円

老齢基礎年金額(令和5年度, 既裁定者) = 780,900円<sup>(注1)</sup> × 1.015<sup>(注2)</sup>  
≒ 792,600円

(注1) 平成16年改正後の規定に定める額

(注2) 令和5年度の政令で定める改定率

## 年金額の改定ルール

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和5年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率（2.8%）を、既裁定者は物価変動率（2.5%）を用いて改定します。

また、令和5年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.3%）と、令和3年度・令和4年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整（▲0.3%）が行われます。

よって、令和5年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

### ■参考：令和5年度の参考指標

・物価変動率	: 2.5%
・名目手取り賃金変動率 <sup>※1</sup>	: 2.8%
・マクロ経済スライドによるスライド調整率 <sup>※2</sup>	: ▲0.3%
・前年度までのマクロ経済スライドの未調整分 <sup>※3</sup>	: ▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

### ◆名目手取り賃金変動率（2.8%）

$$\begin{aligned} &= \text{実質賃金変動率} + \text{物価変動率} + \text{可処分所得割合変化率} \\ &\quad (0.3\%) \quad (2.5\%) \quad (0.0\%) \\ &\quad (\text{令和元} \sim 3 \text{年度の平均}) \quad (\text{令和4年の値}) \quad (\text{令和2年度の値}) \end{aligned}$$

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラ

スとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改正により導入されました。

マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライドによるスライド調整率 (▲0.3%)

$$\begin{aligned} = & \text{公的年金被保険者総数の変動率} + \text{平均余命の伸び率} \\ & (0.0\%) \qquad \qquad \qquad (\text{▲}0.3\%) \\ & (\text{令和元} \sim 3 \text{年度の平均}) \qquad \qquad \qquad (\text{定率}) \end{aligned}$$

※3 「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。

未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、平成28年の年金制度改正により導入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆前年度までのマクロ経済スライドの未調整分 (▲0.3%)

$$\begin{aligned} = & \text{▲}0.1\% \text{ (令和3年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)} \\ & + \\ & \text{▲}0.2\% \text{ (令和4年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)} \end{aligned}$$

(資料) 厚生労働省 (令和5年1月)

## 令和5年度の年金額の改定（スライド）について

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっている。名目賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、新規裁定者（67歳以下）は名目賃金変動率を、既裁定者（68歳以上）は物価変動率を用いて改定する。
- この結果、令和5年度の年金額は、新規裁定者（昭和31年4月2日以後に生まれた方）は令和4年度から+2.2%の増額改定となり、既裁定者（昭和31年4月1日以前に生まれた方）は令和4年度から+1.9%の増額改定となる。

### (1) 物価変動率・賃金変動率

前年の消費者物価指数（CPI）の変動率

↓【+2.5%】（令和4年）

物価変動率

【+2.5%】

2~4年度前（直近3年度平均）の実質賃金変動率

+【+0.3%】（令和元~令和3年度平均実績値）

前年の消費者物価指数（CPI）の変動率

↓【+2.5%】（令和4年）

名目賃金変動率

【+2.8%】

(2) マクロ経済スライドによる調整【▲0.6%】  
 【▲0.6%】 = 令和5年度のマクロ経済スライド調整率（▲0.3%）  
 + 令和4年度のマクロ経済スライド調整率（▲0.2%）  
 + 令和3年度のマクロ経済スライド調整率（▲0.1%）  
 キャリーオーバー分による調整

既裁定者  
（68歳以上）

新規裁定者  
（67歳以下）

年金額改定率（+1.9%）

年金額改定率（+2.2%）

厚生労働省（令和5年1月）

## ● 凡 例 ●

本書において、次の法令等については、適宜、簡略語を用いています。

- 国民年金法 → 国年法
- 厚生年金保険法 → 厚年法
- 国家公務員共済組合法 → 国公共済法
- 地方公務員等共済組合法 → 地公共済法
- 私立学校教職員共済法 → 私学共済法
- 農林漁業団体職員共済組合法 → 農林共済法
- 確定拠出年金法 → 確年法
- 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号） → 国年法経過措置政令（61）  
厚年法経過措置政令（61）
- 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 6 年政令第 348 号） → 国年法 6 年経過措置政令  
厚年法 6 年経過措置政令
- 昭和 60 年法律第 34 号附則 → 国年法附則（60）  
厚年法附則（60）
- 平成 6 年法律第 95 号附則 → 国年法附則（平 6）  
厚年法附則（平 6）
- 国民年金法等による年金の額の改定に関する政令 → 年金額改定令
- 国民年金法施行令 → 国年法施行令
- 厚生年金保険法施行令 → 厚年法施行令
- 国民年金法施行規則 → 国年法施行規則
- 厚生年金保険法施行規則 → 厚年法施行規則



第  
1  
編

# 公的年金等の 仕組み



## 1

## 日本の人口動向と人口構造の変化

## 関連過去問題

- 2023年 3月 問1
- 2022年 10月 問1
- 2022年 3月 問1
- 2021年 10月 問1

## 重要用語

## 高齢化率

総人口に占める65歳以上の人の割合

## 平均寿命

0歳時の平均余命

## 簡易生命表

毎年の死亡状況が今後も変わらないと仮定して、年齢ごとの死亡率や平均余命などの指標によって表示したもの。

## 補足

国別の平均寿命では、日本は男女とも世界でトップクラスである。また、女性の平均寿命は平成14年に初めて85年を超えた。

## 1 高齢化

## ▶ 1. 高齢化率

日本の高齢化は、他の主要国に比べてスピードが極めて速い。日本の高齢化率は、昭和45年は7.1%であったが、「令和4年版高齢社会白書」（内閣府）によると、令和3年の**高齢化率**は、28.9%である。

「日本の将来推計人口」の令和5年推計（国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表）によると、高齢化率は今後も増加し続け、2038年には33.9%となり、人口の約3人に1人が高齢者となることが予測されている。さらに、2070年には38.7%に達し、人口の約2.6人に1人が65歳以上という比率になり、世界で最も高齢化が進んだ国になると予測されている。

なお、令和5年推計では、日本の総人口が2070年に8,700万人（2020年時点の69.0%）となると予測されている。

## ▶ 2. 平均寿命

急速な高齢化の要因は、出生率の低下と平均寿命の伸びによるものといわれている。日本の**平均寿命**は、「令和3年簡易生命表」（厚生労働省）によると、男性81.47年、女性87.57年であり（男女差6.10年）、前年より男女ともに下回った。

## 2 少子化

**合計特殊出生率**は、晩婚化や非婚化が進んだことから低下を続け、「令和3年人口動態統計（確定数）」（厚生労働省、令和4年9月公表）によると、令和3年は1.30であり、**人口の置換水準**の約2.07を大きく下回っている。

日本の年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養」の仕組みとなっている。年金受給者が増加し少子化により現役世代が減少すると、現役世代の保険料負担が重くなっていく。そのため、将来世代の負担を過重なものとしないうよう、年金制度の見直しが行われている。

## 3 高齢者世帯の所得

「2021年国民生活基礎調査」（厚生労働省、令和4年9月公表）によると、令和2年の高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額は、332万9,000円であり、そのうち「公的年金・恩給」の割合が207万4,000円で、全体の62.3%を占めている（図表1-1-1参照）。

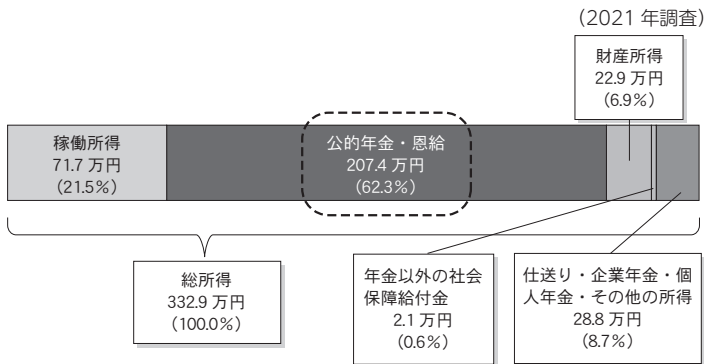
### 重要用語

**合計特殊出生率**  
女性1人が一生のうちに出産する平均的な子供の数

### 重要用語

**人口の置換水準**  
それ以下になると人口減少を招く出生率の水準

● 図表1-1-1 高齢者世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額および構成割合



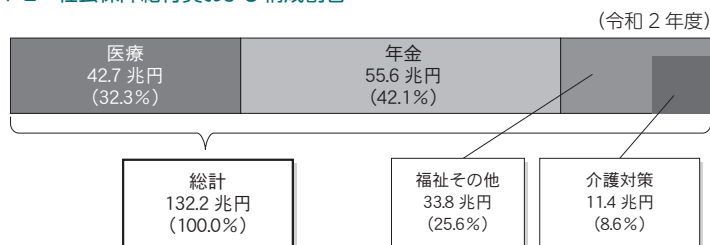
(資料) 厚生労働省令和4年9月「2021年国民生活基礎調査」をもとに作成

重要用語  
社会保障給付費

## 4 社会保障給付費

日本の**社会保障給付費**は、「令和2年度社会保障費用統計」（国立社会保障・人口問題研究所、令和4年8月公表）によると、令和2年度では約132.2兆円に達している。人口の高齢化にともない、社会保障給付費のうち、昭和55年を境に医療給付費よりも年金給付費が上回っている。令和2年度は、医療給付費が42兆7,193億円（32.3%）に対し年金給付費は55兆6,336億円で、社会保障給付費の42.1%を占めている（図表1-1-2参照）。

● 図表1-1-2 社会保障給付費および構成割合



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「令和2年度社会保障費用統計」をもとに作成



最新の統計数値を押さえておきましょう。

## 2

## 公的年金制度の仕組みと現況

## 1 公的年金制度の仕組み

公的年金制度は、自分や家族が年をとったり、重い障害を負ったり、死亡したりなど、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体で備える仕組みのことである。国が管理運営をして、保険給付を行っており、国民があらかじめ保険料を納めることで、必要ときに給付を受け取る「**社会保険方式**」で運営されている。

現在の日本の公的年金制度は、「**国民皆年金**」の特徴をもっており、国民すべてが強制加入しなければならない。また、給付と負担については、「世代間扶養（世代と世代の支え合い）」の考え方（これを「**賦課方式**」という）がとられ、現役世代の保険料負担により、年金受給世代を支える仕組みになっている。

公的年金制度の具体的な構造としては、20歳以上60歳未満の日本に居住するすべての人が加入する国民年金（基礎年金）による「1階部分」と、その上乘せとして会社員や公務員等が加入する厚生年金保険による「2階部分」の、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造となっている（図表1-2-1）。

なお、公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乘せして給付を行う企業年金などは、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしている。

## 関連過去問題

- 2022年 10月 問2
- 2022年 3月 問2

## 重要用語

社会保険方式

## 重要用語

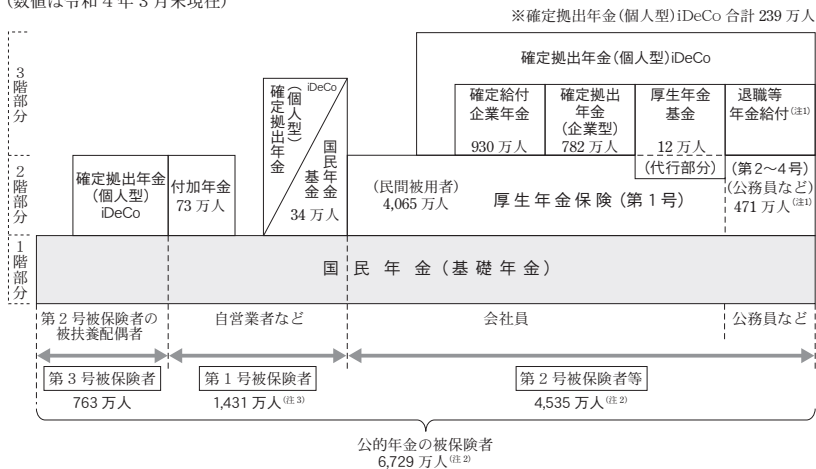
国民皆年金

## 重要用語

賦課方式

## ● 図表1-2-1 年金制度の仕組み(一元化後)

(数値は令和4年3月末現在)



(注1) 被用者年金制度の一元化にともない、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以降においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

(注2) 国民年金の第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(国民年金の第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

(注3) 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

(資料) 厚生労働省、企業年金連合会等

## 2 公的年金の被保険者の種類

国民年金(1階部分)は、前述のとおり日本国内に住む20歳以上60歳未満の人全員が強制加入し、被保険者となるが、働き方に応じて、第1号被保険者(自営業者・農業従事者・学生など)、第2号被保険者(会社員・公務員・私学教職員など)、第3号被保険者(専業主婦など)のいずれかに区分される。

厚生年金保険(2階部分)は、会社や国・自治体、学校等で働く人が原則として加入する。また、それらの人は、厚生年金保険に加入すると同時に、国民年金の第2号被保険者になる。厚生年金被保険者の種別は、第1号厚生年金被保険者(会社員など)、第

2号厚生年金被保険者（国家公務員など）、第3号厚生年金被保険者（地方公務員など）、第4号厚生年金被保険者（私学教職員など）のいずれかに区分される。また、厚生年金保険の実施機関は、次のとおりとなっている（平成27年10月改正）。

第1号厚生年金被保険者：厚生労働大臣（日本年金機構）

第2号厚生年金被保険者：国家公務員共済組合・連合会

第3号厚生年金被保険者：地方公務員共済組合等

第4号厚生年金被保険者：日本私立学校振興・共済事業団

### 3 公的年金の加入者数

現在の公的年金加入者数は、「令和3年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」（厚生労働省，令和4年12月公表）によると，令和3年度末時点で6,729万人である。そのうち，第1号被保険者数が1,431万人，第2号被保険者（厚生年金保険第1～4号）が4,535万人，第3号被保険者数が763万人となっている。第2号被保険者数が最も多く，第1号被保険者数と第3号被保険者数の合計よりも多い。

### 4 公的年金の受給者数

公的年金の受給者数は年々増加しており，「令和3年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」（厚生労働省，令和4年12月公表）によると，実受給権者数（重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数）は，令和3年度末では4,023万人である。また，厚生年金保険（第1号）の老齢年金の受給者の平均年金月額 は150,548円（基礎または定額あり）となっている。

### 5 国民年金保険料の納付率

国民年金の保険料の納付率は，「令和3年度の国民年金の加入・

## 🔍 補足

厚生年金保険などを合わせた公的年金加入者全体（保険料を免除・猶予されている人を含む）の割合で見ると、約98%の人が保険料を納付している。

## 📖 重要用語

**GPIF** (年金積立金管理運用独立行政法人)

保険料納付状況] (厚生労働省, 令和4年6月公表) によると, 令和3年度 (現年度分) は, 73.9%である。

また, 推移をみると, ここ数年は上昇傾向にあることがわかる。

## 6 国民年金と厚生年金保険の積立金

公的年金制度の運営においては, 年金財政の安全かつ効率的な運用を行うために, 保険料のうち年金の支払い等に充てられなかったものを積み立てる年金積立金の制度がとられている。

国民年金と第1号厚生年金 (旧厚生年金) の積立金は, **GPIF (年金積立金管理運用独立行政法人)** が管理・運用を行っている。

令和3年度末の国民年金と厚生年金保険 (第1号~第4号) の積立金の合計額 (時価ベース) は, 241.1兆円 (うち国民年金と第1号厚生年金の合計額は204.6兆円) となっている。



統計数値の増加・減少の傾向についても押さえておくとよいでしょう。



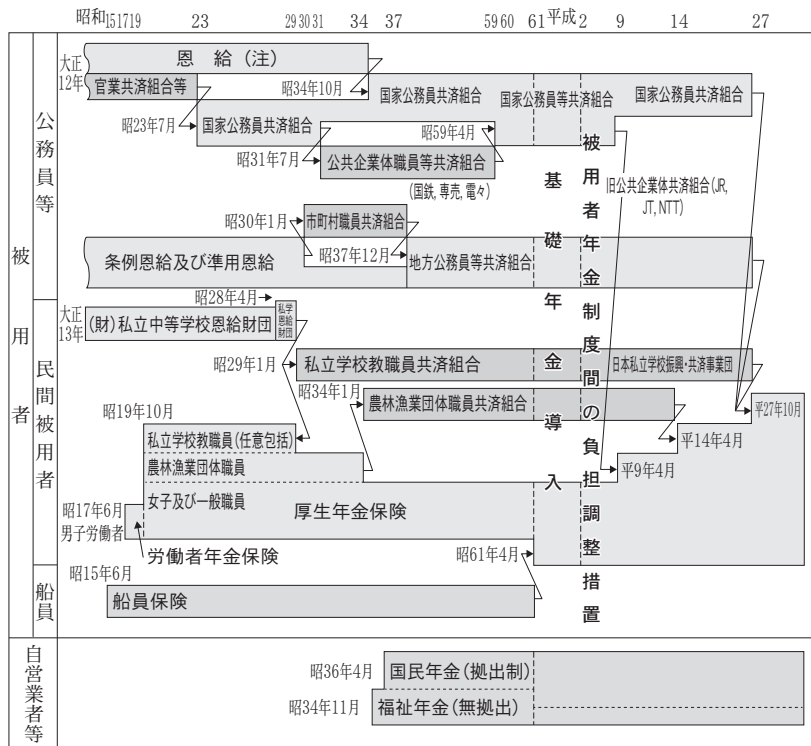
# 3 公的年金制度の沿革

公的年金において、1つの制度が創設・実施されると、その仕組みは長く続いていくものであり、過去の制度改革が現在にも影響を与えているケースも少なくない。被保険者の受給資格期間や年金額等を計算する場合においても、制度の沿革を押さえておく

関連過去問題

- 2023年 3月 問2
- 2021年 10月 問2

● 図表1-3-1 公的年金制度の変遷



(注) 明治8年に海軍退隠令, 同9年陸軍恩給令, 同17年に官吏恩給令が公布され, これが明治23年, 軍人恩給法, 官吏恩給法に集成され, これが大正12年恩給法に統一された。

(資料) 厚生労働省

ことは不可欠である。

日本の公的年金制度は、明治時代の軍人恩給制度から始まった。その後、昭和15年に船員保険制度、昭和17年に男子工場労働者等を対象とした「労働者年金保険制度」が実施され、民間の労働者にも年金制度が適用されるようになった。労働者年金保険は、昭和19年には事務系職員と女性にも適用が拡大され、名称も「厚生年金保険」に改称された（図表1-3-1参照）。

## 1 国民皆年金の実現

昭和30年代には、医療の国民皆保険の制度づくりと対応して国民皆年金の実現が強く要望されるようになり、自営業者等を対象とした国民年金法（無拠出制の福祉年金）が昭和34年に制定された。さらに、昭和36年4月からは拠出制国民年金がスタートし、国民皆年金が実現した。この昭和36年4月からの拠出制国民年金により、すべての国民は何らかの公的年金制度の適用を受けるようになったのである。

## 2 物価スライド制の導入

昭和48年改正では、長年の懸案事項であった物価を指標とするスライド制が実現された。この「物価スライド制」は、公的年金の実質的価値を維持するために、全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に年金額が改定されるものであった。その後、平成元年改正により5%条項が撤廃され、平成16年10月からはマクロ経済スライドが導入されている。

## 3 基礎年金制度の導入

昭和60年改正では、公的年金制度共通の「基礎年金」が導入された。それまで公的年金は、対象者の職域の違いなどから3種8

< 執筆協力 >

山本礼子（社会保険労務士，年金特別アドバイザー）

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆  
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には，当社ホームページに掲載いたします。  
(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

---

銀行業務検定試験 公式テキスト

**年金アドバイザー3級 2023年度受験用**

---

2023年7月29日 第1刷発行

編者 経済法令研究会  
発行者 志茂満仁  
発行所 (株)経済法令研究会  
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21  
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4897  
<https://www.khk.co.jp/>

---

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

---

制作／経法ビジネス出版(株)・佐々木健志 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)ブックアート

---

© Keizai-hourei Kenkyukai 2023

ISBN978-4-7668-4439-9

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。